

岡田秀二（岩手大学教授）

東日本大震災から早くも3年が過ぎた。しかし、現地に立ってみると復興が進んでいるとはとても言えるような状況にはない。巨額のお金がつぎ込まれ、特区法や多くの特例制度を設け、震災復興庁までつくられながらである。原因については、行政遂行上も、現場段階の事業遂行上もマンパワーが足りない、既存省庁権限を残したままの行政対応なので相変わらずの縦割りと2重、3重行政が問題、等々いくつか指摘されている。しかし、目にする機会は少ないが、根本のところ所にある大きな問題は、用地に係る所有権問題である。

岩手県は、地権者の確定、補償金や用地取得費支払いの後回しの仕組みを作ることで、工事着工権の早期取得特例制度を提案している。しかし、国は土地所有者の財産権侵害を理由に否定的であるという。かさ上げを要する土地、高台移転のための用地確保等で現在難航している箇所が約2千件、調査に着手できていない用地が6400件もあるという。不在村の未利用放棄地が未登記で、しかも何回にもわたる相続と転売を重ね、その権利は日本中、世界中に拡散しているのである。実態とかけ離れた所有権や財産権が被災者の福祉を再び脅かし、地域の復興を邪魔している。

林業の生産体制づくりをめぐる同じ問題が長いこと邪魔をしてきた。時代が求める生産性を得て林業生産力を発揮するには、生態系に配慮しつつも、相当規模の森林を経営対象として経済の仕組みに乗せる必要がある。しかし、零細私有林の個人財産的性格が施業や経営の団地化・集団化を阻んできた。抜本的林政改革を告げる森林経営計画制度の創設は、積年のこの問題を解決し、林業の本格的産業化を実現しようというものである。そこでは財産権を上回る公益性や権利の社会性についての理解醸成と、その実現のための制度的解決方法も法律として用意した。しかしそれにも拘わらず現実には、森林の集約化が思うように進まない。

このように強固な私的財産権意識や私的所有権思想は、我が国において一体どのように形成されてきたのであろうか。所有権の法解釈上は明治期の早い段階から、それはむしろきわめて制限されたものとして説かれていたはずである。また、末広巖太郎博士は、明確に次のように説明している。私有財産は社会全体の福祉と調和する限りで存続の意義を有し、所有権も全体の福祉を目的として社会から個人に信託されていると考えなければならない、と。

農山村の入会林野をめぐる歴史展開にはこうした法理念上の整理を超えた様々な事実があり、それがゆえに強固な所有権意識がむしろ現代に近づくほど一層強くなっているようにも思う。借地関係法規に見るような都市部のいわば所有権の制限の一方での、農林地を巡る強固な所有権意識の形成については、研究会としても大事な論点にしていきたい。